

## 宇検村ふるさと学生応援便実施要綱

### (目的)

第1条 親元を離れ、宇検村外で生活する学生に対し、故郷の特産品等を送付し、支援をすることで、学生と宇検村の絆を深め、村の良さを再認識してもらうとともに、学生生活の糧としてもらうことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保護者等」とは、親権を持つ者もしくは未成年後见人またはこれに準ずる者をいう。

### (対象者)

第3条 ふるさと学生応援便の送付の対象となる者（以下「送付対象者」という。）は、宇検村立の中学校を卒業し、次の各項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内の高等学校、専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校等に在学している学生である者。
- (2) 申請時、宇検村外に居住していること。なお、住民登録が宇検村であっても差し支えない。
- (3) 申請時、保護者等の住民登録が宇検村であること。

### (支援内容)

第4条 ふるさと学生応援便の内容は、5,000円相当の村の特産品等の詰め合わせとし、送料は村が負担するものとする。

(申請方法)

第5条 申請方法は、宇検村ふるさと学生応援便申請書(様式第1号)を対象者もしくは対象者の保護者等が記入し、メール、ファックス、郵送、持参により申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請をもって村が住民基本台帳の閲覧により学生等と保護者等との関係を確認することに同意したものとみなし、関係が特定できないときは、戸籍謄本等当該学生等と保護者等の関係が分かる書類を併せて提出しなければならない。

3 ふるさと学生応援便の申請は、学生等1人につき、各年度1回限りとする。

(返還)

第6条 村長は、偽りその他不正な手段によりふるさと学生応援便の提供を受けた者に対しては、すでに提供されたふるさと学生応援便に要した費用相当額を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。